

千葉県幼稚園等の預かり保育及び認可外保育施設等における 多子世帯の利用者負担軽減給付金事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多子世帯における幼稚園等の預かり保育及び認可外保育施設等の利用に伴う保護者の経済的負担を軽減し、安心して生み育てられる環境づくりに資することを目的として、千葉県幼稚園等の預かり保育及び認可外保育施設等における多子世帯の利用者負担軽減給付金事業の実施について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第2子の児童 同一世帯に属して生計を一にする保護者によって養育されている者のうち、その出生の早い者から順次に数えて第2番目の児童で、本市に居住する者をいう。
- (2) 第3子以降の児童 同一世帯に属して生計を一にする保護者によって養育されている者のうち、その出生の早い者から順次に数えて第3番目以降の児童で、本市に居住する者をいう。
- (3) 保護者 親権を行う者又は未成年後見人その他の者のうち、児童を現に監護し、生計を一にしている者で、本市に居住する者をいう。
- (4) 幼稚園等 次に掲げる施設をいう。
 - ア 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定される施設
 - イ 認定こども園 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に基づく施設
- (5) 預かり保育 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第7条第10項第5号に規定する事業であって、幼稚園等が当該施設の在籍児童へ実施する法第58条の2に規定する確認をした預かり保育事業をいう。
- (6) 認可外保育施設等 次に掲げる施設をいう。
 - ア 認可外保育施設 法第7条第10項第4号に規定する施設であって、法第58条の2に規定する確認をした施設
 - イ 企業主導型保育施設 法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けている施設
- (7) 利用者負担額 次に掲げる区分に応じそれぞれに定めるものをいう。
 - ア 幼稚園等における預かり保育 当該保育の利用に要する利用料として、保護者が

負担するものであって、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第28条の16各号に掲げる費用を除いたものをいう。

イ 認可外保育施設等 当該施設における保育の利用に要する利用料のうち、月を単位として保護者が共通して負担するもの又は一時預かり事業（企業主導型保育施設が実施する一時預かり事業余裕活用型は除く。）及びこれに準ずる保育に係るものであって、府令第28条の16各号に掲げる費用を除いたものをいう。

（8）幼稚園等対象児童 幼稚園等に在籍する満3歳児（満3歳に達する日から同日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。）のうち、第2子の児童又は第3子以降の児童をいう。

（9）認可外保育施設等対象児童 認可外保育施設に在籍し、又は利用する3歳未満児（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。）のうち、第2子の児童又は第3子以降の児童をいう。

（10）領収書 幼稚園等及び認可外保育施設等が、当該施設を利用する保護者に対して発行する利用者負担額の領収を証する書類をいう。

（11）保育を提供したことが確認できる書類 利用する幼稚園等及び認可外保育施設等から保育を提供された日、時間帯、利用者負担額、府令第28条の16各号に掲げる費用その他多子世帯利用者負担額の給付に必要な事項が確認できる書類をいう。

（給付対象）

第3条 給付金の支給の対象となる者は、法第19条第1項第2号に規定する小学校就学前子どもの保護者と同等の保育の必要性を有すると市長が認めた保護者のうち、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる要件を満たすものとする。

（1）幼稚園等対象児童を養育する保護者 支給に係る児童について、預かり保育において法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受けていないこと。

（2）認可外保育施設等対象児童を養育する保護者 支給に係る児童について、法第27条第1項に規定する特定教育・保育、法第29条第1項に規定する特定地域型保育又は法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、支給に係る児童が第1子である場合は、支給の対象としない。

（給付認定の申込み）

第4条 給付金の支給を受けようとする者は、多子世帯利用者負担軽減給付認定・変更申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）及び次の各号に掲げる書類を市長に提出し、給付金の支給の対象者であることの認定（以下「給付認定」という。）を受けなければならない。

（1）千葉市保育所等利用調整事務等取扱要領1（2）に定める保育を必要とする状況を

証する書類

(2) 同意書（様式第2号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が給付認定のために必要と認める書類

（給付認定の通知）

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その可否を決定し、多子世帯利用者負担軽減給付認定通知書（様式第3号）（以下「給付認定証」という。）又は多子世帯利用者負担軽減給付認定不承諾通知書（様式第4号）により、当該申込者に通知するものとする。

（給付認定の有効期間）

第6条 給付認定の有効期間は、当該申込者の保育を必要とする期間とする。ただし、有効期間の始期は、第4条に規定する認定の申込みのあった日より遡らないものとする。

2 前項の保育を必要とする期間は、府令第8条及び千葉市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年千葉市規則第27号）第6条を斟酌して認定するものとする。

（給付認定の変更）

第7条 認定保護者は、第4条の規定により提出した申込書又は第9条の規定により提出した現況届に記載した事項に変更が生じたときは、申込書及び次の各号に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 既に交付されている給付認定証

(2) 変更内容の確認ができる書類（記載事項に変更が生じたときに限る。）

(3) 同意書（様式第2号）（新しく同居する世帯員がいる場合に限る。）

2 市長は、前項の規定により給付認定証の提出を受けたときは、給付認定を変更し、当該給付認定証を提出した者に給付認定証を書き換えて交付するものとする。

3 市長は、第4条の規定により提出のあった申込書又は第9条の規定により提出のあった現況届に記載した事項に変更があったことを確認した場合、給付認定を変更し、当該認定保護者を書き換えた給付認定証を交付することができる。

（給付認定の取消し）

第8条 認定保護者は、次項各号に掲げる事由が生じたときは、多子世帯利用者負担軽減給付認定取消届（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、給付認定を取り消すことができる。

(1) 認定保護者が給付認定の有効期間内に第3条に定める給付対象に該当しなくなったとき。

(2) 認定保護者又は児童が給付認定の有効期間内に本市以外の市区町村の区域内に居住

地を有するに至ったと認めるとき。

(3) 認定保護者が次条に規定する現況届及び第4条各号に定める書類を提出しなかったとき。

(4) 認定保護者が偽りその他不正な手段により給付認定を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が給付認定を取り消すことが相当と認めるとき。

3 市長は、前項の規定により給付認定を取り消したときは、多子世帯利用者負担軽減給付認定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（現況届）

第9条 給付認定を受けた保護者（以下「認定保護者」という。）は、市長に対し、毎年市長が定める期間内に、現況届（様式第7号）並びに第4条第1号及び第3号に掲げる書類を提出しなければならない。

（給付金の額）

第10条 第2子の児童に係る給付金の額は、月ごとに算定するものとし、当月における保護者の利用者負担額に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と別表1の左欄に掲げる在籍区分に応じ同表右欄に定める上限月額を比較し、低い方の額とする。

2 第3子以降の児童に係る給付金の額は、月ごとに算定するものとし、当月における保護者の利用者負担額と別表2の左欄に掲げる在籍区分に応じ同表右欄に定める上限月額を比較し、低い方の額とする。

（給付金の請求）

第11条 認定保護者は、給付金の支給を受けようとするときは、市長に対し、多子世帯利用者負担軽減給付請求書（様式第8号）（以下「請求書」という。）を、市長が定める日までに提出しなければならない。

2 前項の請求書には、第1号及び第2号に掲げる書類又は第3号に掲げる書類（以下これらを「請求関係書類」という。）を添付するものとする。

(1) 領収書

(2) 保育を提供したことが確認できる書類

(3) 第1号及び前号を統合した多子世帯利用者負担軽減給付に係る領収書兼保育提供証明書

（給付金の支給）

第12条 市長は、前条の請求を受けた場合において、請求書及び請求関係書類を審査し、給付金の支給を認めるときは、多子世帯利用者負担軽減給付額決定通知書（様式第10

号)により、その旨を認定保護者に通知し、市長が定める日までに支給するものとする。

2 市長は、前条の請求を受けた場合において、請求書及び請求関係書類を審査し、次の各号のいずれかに該当するものとして給付金の全部又は一部について支給しないものとする。

- (1) 請求する利用者負担額について、既に給付金の支給を受けているとき。
- (2) 請求する利用者負担額について、給付認定の有効期間外の利用に係るものであるとき。
- (3) 認定保護者が偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けようとしたことが認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、給付金を支給しないことが相当と市長が認めるとき。

(返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、その者にすでに支給した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年7月1日から施行し、同年9月1日から適用とする。

(別表 1)

在籍区分	上限月額
幼稚園等※1	8,150 円※4 と日額 225 円に預かり保育の利用日数を乗じて得た額を比較し、低い方の額
認可外保育施設※2、3、4 (企業主導型保育施設を除く。)	21,000 円
企業主導型保育施設※2、3、4	0 歳の場合：18,550 円 1、2 歳の場合：18,500 円

※1 在籍している幼稚園等で預かり保育事業を実施していない場合、又は在籍している幼稚園等の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育提供時間数が 8 時間未満又は年間（平日、長期休業中、休日の合計）開所日数が 200 日未満に該当する場合で、認可外保育施設又は企業主導型保育施設（一時預かり事業一般型のみ）を利用している場合の在籍区分は、「幼稚園等」とし、算定にあたっての利用者負担額は認可外保育施設又は企業主導型保育施設（一時預かり事業一般型のみ）の利用者負担額を含めた額とする。

※2 認可外保育施設と企業主導型保育施設（一時預かり事業一般型以外の保育事業）を併用している場合の在籍区分は、「企業主導型保育施設」とし、算定にあたっての利用者負担額は、企業主導型保育施設の利用者負担額のみとする。

※3 幼稚園等に在籍している場合は当該在籍区分の対象外とする。

※4 月の途中から給付認定を開始したとき、又は月の途中で給付認定を終了したときは、上限月額は日割り計算を行うこととし、日割り計算により算出した上限月額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(別表 2)

在籍区分	上限月額
幼稚園等※1	16,300 円※4 と月額 450 円に預かり保育の利用日数を乗じて得た額を比較し、低い方の額
認可外保育施設※2、3、4 (企業主導型保育施設を除く。)	42,000 円
企業主導型保育施設※2、3、4	0 歳の場合：37,100 円 1、2 歳の場合：37,000 円

※1 在籍している幼稚園等で預かり保育事業を実施していない場合、又は在籍している幼稚園等の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育提供時間数が 8 時間未満又は年間（平日、長期休業中、休日の合計）開所日数が 200 日未満に該当する場合で、認可外保育施設または企業主導型保育施設（一時預かり事業一般型のみ）を利用している場合の在籍区分は、「幼稚園等」とし、算定にあたっての利用者負担額は認可外保育施設又は企業主導型保育施設（一時預かり事業一般型のみ）の利用者負担額を含めた額とする。

※2 認可外保育施設と企業主導型保育施設（一時預かり事業一般型以外の保育事業）を併用している場合の在籍区分は、「企業主導型保育施設」とし、算定にあたっての利用者負担額は、企業主導型保育施設の利用者負担額のみとする。

※3 幼稚園等に在籍している場合は当該在籍区分の対象外とする。

※4 月の途中から給付認定を開始したとき、又は月の途中で給付認定を終了したときは、上限月額は日割り計算を行うこととし、日割り計算により算出した上限月額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。